

都市計画法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）
（区域区分）

- 第七条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。
- 一 （略）
 - 二 前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの
- 2・3 （略）

○都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）（抄）
（大都市に係る都市計画区域）

第三条 法第七条第一項第二号の大都市に係る都市計画区域として政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）の区域の全部又は一部を含む都市計画区域とする。